

議案第56号

四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月19日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

国民健康保険法の一部改正により、退職者医療制度が廃止されること及び国民健康保険法施行令の一部改正により、保険料軽減に係る所得判定基準額が拡充されること並びに大阪府国民健康保険運営方針による府内統一基準の設定を踏まえ、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

四條畷市国民健康保険条例(昭和34年条例第252号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「賦課額に10円未満」を「同項の賦課額に1円未満」に改める。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る保険料の」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中及び第2号イ中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、同条第1号イ中「府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第2号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額」を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の見出し及び第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同条第2項中「小数点以下第4位未満の端数又は」を「、」に改め、同条第1項各号を次のように改める。

(1) 所得割 法第82条の3第1項及び第3項の規定により府が算定し、及び通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち、基礎賦課額の

保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）アの額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）

アの額に4分の3を乗じて得た額

第15条の2から第15条の5の2までを次のように改める。

第15条の2から第15条の5の2 削除

第15条の6中「又は第15条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。）」を削り、「65万円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額」に改める。

第15条の6の2の見出し及び同条中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場

合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第15条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の6の5の見出し及び第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定世帯 アの額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アの額に4分の3を乗じて得た額

第15条の6の6から第15条の6の9までを次のように改める。

第15条の6の6から第15条の6の9まで 削除

第15条の6の10中「又は第15条の6の6」及び「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。)」を削り、「20万円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額」に改める。

第15条の7第2号ア中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の8第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、同項の介護納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これ

を切り捨てるものとする。

第15条の10第1項各号を次のように改める。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

第15条の11中「17万円」を「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に掲げる額」に改める。

第19条第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を削り、「第15条の2、第15条の6の3若しくは第15条の6の6」を「第15条の6の3」に、「又は減少」を「若しくは減少」に改め、「被保険者数が減少した場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を削り、同条第1項及び第2項中「若しくは第15条の5」を削り、同条第2項中「、第15条の2、第15条の6の3若しくは第15条の6の6」を「若しくは第15条の6の3」に改める。

第20条第1項、第5項及び第6項中「又は第15条の2」を削り、同条第1項中「65万円を超える場合には、65万円」を「第15条の6に規定する額を超える場合には、同条に規定する額」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同条第5項中「又は第15条の6の6」を削り、「「65万円」とあるのは「20万円」を「第15条の6」とあるのは「第15条の6の10」」に改め、同条第6項中「「65万円」とあるのは「17万円」を「第15条の6」とあるのは「第15条の11」」に改める。

第20条の5第1項、第3項、第4項第1号及び第6項中「又は第15条の5」を削り、同条第3項及び第6項中「又は第15条の6の8」を削り、同条第3項及び第6項中「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の5第2項において準用する第15条第2項」と」を削り、「「第15条の6の5第2項において準用する第15条第3項」を「第15条第3項（第15条の6の5第2項において準用する場合を含む。）」」に改める。

第20条の6第1項、第3項、第4項、第5項、第7項及び第8項中「又は第15条の2」を削り、同条第3項及び第7項中「又は第15条の6の6」を削り、「「第15条の6

の5第2項において準用する第15条第2項」を「第15条第2項（第15条の6の5第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第4項及び第8項中「第15条の10第2項において準用する第15条第2項」を「第15条第2項（第15条の10第2項において準用する場合を含む。）」に改める。

第24条第1項中「一に該当する者のうち、特に必要があると認めるときは」を「いずれかに該当する世帯であって、必要があると認めるときは、その申請により」に改め、同条第1項第1号から第3号を次のように改める。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、居住する住宅について著しい損害を受けたとき。
- (2) 事業又は業務の不振、休廃止、失業等により、所得が著しく減少したとき。
- (3) 次のア及びイのいずれにも該当する被保険者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）があるとき。

第24条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に、「者」を「世帯」改め、同項第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項に第3号として次の1号を加える。

- (3) 被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。